

海津市コミュニティバスの運行事業者の選定について(案)

1. 運行事業者の選定における基本的な考え方

国が示す「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」では、運行事業者の選定は、運行経費の多寡のみを基準とすることなく、収益拡大策、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力等の観点から総合的に評価することが重要であるとしている。

よって、事業者からの企画提案等を総合的に評価し、運行事業者を決定するものとする。

2. 選定方法

公募型プロポーザル方式による選定を行う。

3. 選考方法

海津市コミュニティバス運行事業者選定委員会を設置し、別に定める審査基準によって評価点数の合計が最高得点となった業者を市との優先交渉権者とする。

選定委員会構成

委員長	海津市地域公共交通会議会長
委員	〃
	副会長
	学識経験者
	総務部長
	市民環境部長
	健康福祉部長
	産業経済部長
	建設水道部長
	危機管理監
	教育委員会事務局長

4. スケジュール

4月上旬 公募開始
4月下旬 参加意思表明書、企画提案書の提出期限
5月中旬 選定委員会
5月下旬 事業者決定

5. 評価項目

- ① 事業者に関する情報
- ② 実施方針等
- ③ 運行の安全性
- ④ 緊急時の対応能力
- ⑤ 利用者の利便性
- ⑥ 環境への配慮
- ⑦ 運行経費